

第9期 日高市高齢者福祉計画 介護保険事業計画 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度



計画策定の背景と趣旨

本市の高齢者人口と高齢化率、要介護（要支援）認定率は年々上昇しており、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年が目前に迫っています。生産年齢人口は減少していくことが見込まれていますが、高齢化率は今後、増加傾向が続きます。また、高齢単身世帯は令和2年度国勢調査で12.4%（2,771人）と全国（12.1%）を上回っており、地域包括ケアシステムの深化・推進の必要性が高まっています。

令和5年には、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期高齢者財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置が定めされました。

さらに同年「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」が成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、市民が認知症や認知症の人に関する正しい知識を深めるとともに、国や地方公共団体は、認知症施策を策定・実施する責務を有することが定めされました。

本市においても、地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、「地域共生社会」の実現を目指していくとともに、認知症になってしまっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、引き続き「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが求められています。

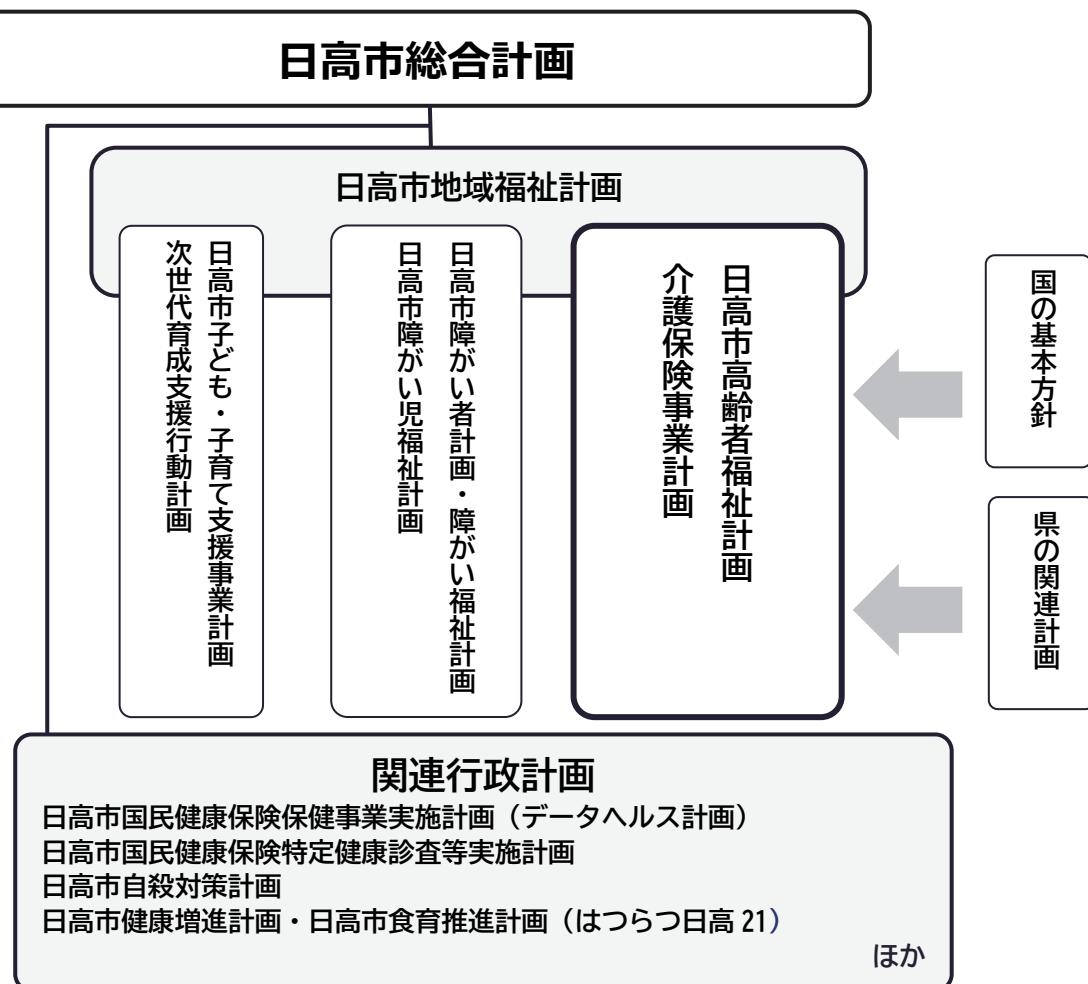
このような高齢者を取り巻く現状を踏まえ、「第9期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

令和6年3月
日高市

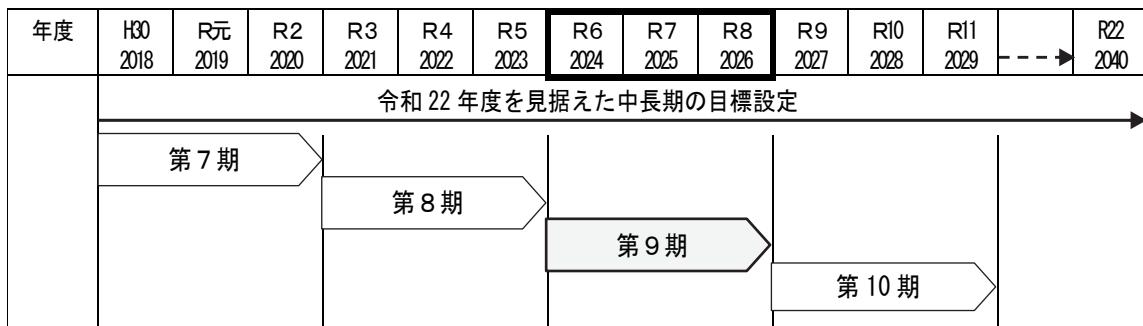
計画の位置付け

- 本計画は、高齢者福祉全般にわたる計画である「老人福祉計画（老人福祉法第20条の8の規定に基づく法定計画）」と介護保険事業の円滑な運営を図るために「介護保険事業計画（介護保険法第117条の規定に基づく法定計画）」を一体化して策定するものです。
- 国の基本指針や県の関連計画（高齢者支援計画、医療計画等）と整合性を図るとともに、「第6次日高市総合計画」及び福祉分野の包括的な計画となる「第4次日高市地域福祉計画」を上位計画として位置付け、障がい福祉計画、健康増進計画等の関連計画と調和の取れた計画とします。
- 認知症などをはじめとした判断力が十分でない高齢者等の権利を守るため、成年後見制度の利用促進を目的とした「日高市成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく法定計画）」を包含した内容とします。

■ 計画の位置づけ



計画の期間



計画の基本的な考え方

基本理念：認め合い、支え合いつくる健幸のまち

今後高齢化が一層進展する中、高齢者をはじめ、全ての人が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合う地域共生社会の実現が求められています。そのためには、サービス提供者と利用者とが「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥るのではなく、高齢者の社会参加や生きがいづくり等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくことが重要です。

本市では、高齢者が活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできるよう、介護予防等に取組むとともに、要介護状態等になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指し、地域包括ケアシステムの一層の推進に取り組んでまいります。

また、令和3年11月には市民一人一人が健康づくりに取り組み、地域の人と人とのふれあいの中で「健幸（健康で、生き生きと、幸せに暮らすこと）」を実感できるまちを目指して、「健幸のまち」を宣言しました。

このような観点を踏まえ、地域共生社会の実現を目指し、「認め合い、支え合いつくる健幸のまち」を基本理念と定め、計画を推進します。

基本目標（指標）

- 目標1 高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり
- 目標2 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進
- 目標3 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保

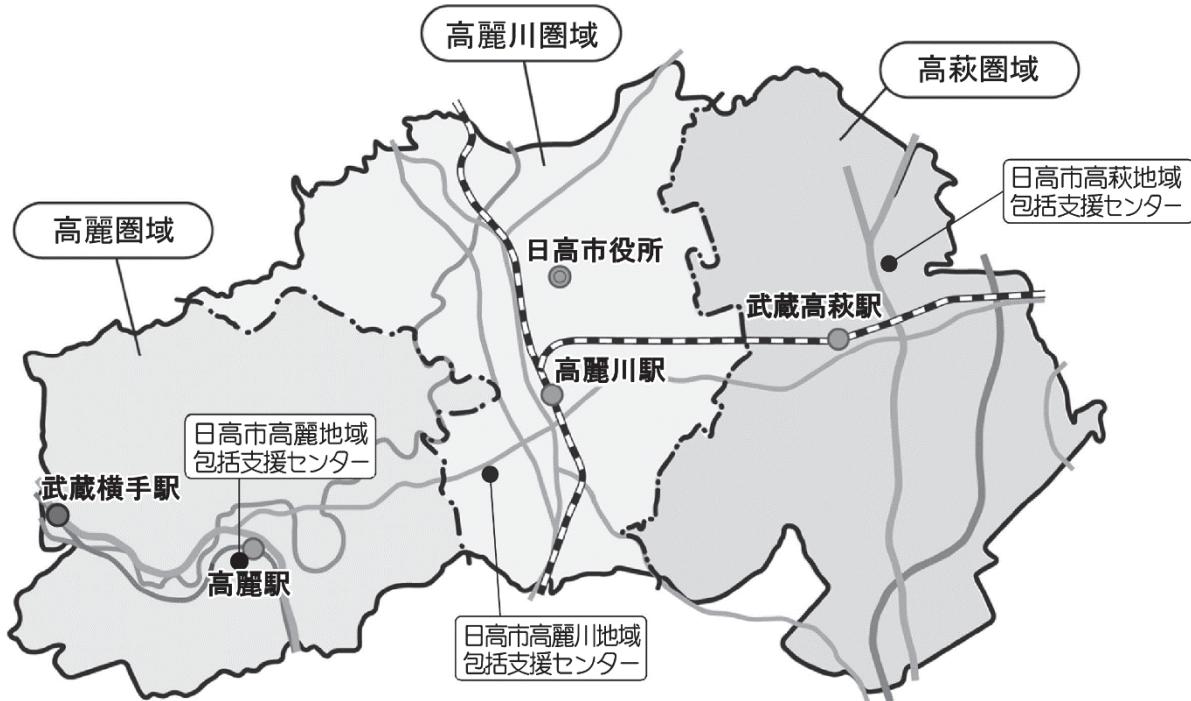
指標名	単位	現状値		目標値	
		令和4	令和7 (総合計画)	令和8	
【指標1】老後に不安を感じている人の割合	%	66.3	65.0	64.0	
【指標2】健康シニア褒賞の受賞者数	人	56	46	60	
【指標3】高齢者に関する相談件数	件	4,873	6,800	6,800	
【指標4】介護サービス利用率	%	78.7	84.2	85.0	

日常生活圏域の設定

全ての高齢者が住み慣れた地域（日常生活圏域）で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを勘案し、地域の特性に応じた日常生活圏域を設定しています。

日常生活圏域は第8期計画に引き続き3圏域とし、圏域ごとに地域包括支援センターを設置します。

■ 日常生活圏域



■ 日常生活圏域別行政区と地域包括支援センター

圏域	地域包括支援センター	行政区
高麗圏域	日高市高麗地域包括支援センター (高齢者サポートセンター武藏台内)	横手、久保(高麗)、台、こま武藏台、横手台、高麗本郷、日向、元宿、清流、上高岡、下高岡、新堀(高麗)、栗坪、梅原、栗原
高麗川圏域	日高市高麗川地域包括支援センター (日高市総合福祉センター「高麗の郷」内)	榆木、新堀(高麗川)、四本木、野々宮、猿田、上鹿山、高麗川、宮ヶ谷戸、平沢上組、馬金、平沢中組、山根、川端、芝ヶ谷戸、久保(高麗川)、田波目、新宿(高麗川)、旭ヶ丘、原宿、鹿山上、鹿山下、中鹿山、下鹿山、太平洋セメント社宅、市営住宅、東急こまがわ1、東急こまがわ2、東急こまがわ3、東急こまがわ4、こま川団地1、こま川団地2、こま川団地3、県営鹿山団地、鹿山ハイツ、ガーデンパーク
高萩圏域	日高市高萩地域包括支援センター	高萩1、高萩2、高萩3、別所、谷津、宮前、下高萩、下大谷沢、高富、田木、馬引沢、大谷沢、中沢、向郷、女影上組、女影本村、高萩団地、天神、女影北口、高萩北、旭ヶ丘1、旭ヶ丘2、駒寺、栄新田、森高、高萩新宿、日高団地、日高台、むさし野団地、相原

施策の体系

基本方針1 福祉事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、一人一人に合ったきめ細かな在宅福祉サービスを提供します。また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

基本方針2 介護保険事業の推進

介護が必要となった人が介護保険サービスを利用し、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービス等の充実と安定的な提供体制を推進します。また、介護が必要な状態になる前からの介護予防事業を実施し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症施策や在宅医療・介護連携を推進します。

基本方針3 長寿の暮らしの実現

高齢者が心身共に健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、アクティブラジニアをはじめとして全ての高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を促進します。

高齢者の移動手段の確保や防犯、防災対策を含め、安心・安全で快適な生活環境づくりに努めます。さらに、高齢者への虐待防止、権利擁護の推進に努め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

目標1 高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり

地域社会の中で多様な居場所と出番があり、高齢者が生きがいを持って生き生きと活躍できるよう、学習機会を提供するとともに、地域活動やスポーツ・文化活動などへの参加を支援します。

意欲ある高齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けられるよう就業相談や職業訓練の実施など、高齢者に対するきめ細かな就業支援を行います。

あわせて市民一人一人が生涯にわたって心身の健康を維持していくよう、健康長寿社会づくりや生活習慣病の予防などの取組を推進します。

高齢者の交通事故や高齢者を狙った犯罪・消費者被害の防止、災害時の避難支援体制の確立など、暮らしの安心・安全を確保するとともに、公共施設などのバリアフリー化を進め、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進します。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 生きがいづくり活動の推進 | (5) 虐待防止と権利擁護の推進 |
| (2) 健康づくりの推進 | (6) 権利擁護事業の活用促進 |
| (3) 生活支援サービスの充実 | (7) 認知症施策「共生と予防」の推進 |
| (4) 生活環境の充実 | |

目標2 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者が増加する中にはあっても、介護や医療、支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民・地域活動団体・事業者の連携を基盤とし、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を更に推進していく必要があります。

本市では、地域包括支援センター、地域福祉を推進する社会福祉協議会の連携により市民の様々な相談への対応や課題の解決を図る「地域包括ケアシステムの展開」を推進しています。

既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、高齢者とその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズや、制度の狭間のケースに対応するための包括的な支援体制の構築を目指します。

- (1) 地域包括ケアシステムの推進
- (2) 地域ネットワークづくりの強化
- (3) 医療と介護の連携

目標3 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保

(1) 介護人材の確保

高齢者の増加に伴い、福祉や介護の担い手の確保と育成の支援が重要になっています。このため、サービス提供事業所との連携等により介護人材の必要量の把握を進め、求人情報の紹介、合同就職面接会の開催、研修会、相談・説明会など、県の事業と連携を図りながら、人材確保に向けた支援を行なう必要があります。

アクティブシニアといった高齢者等が介護施設等での就労を促進する取組や、ボランティア活動に応じてポイントが付与されるボランティアポイント制度の導入及び活用により、就労的活動を促進します。

学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事について理解を促進するとともに、社会福祉協議会と連携し、介護の仕事を知るための体験の機会の創出に努めます。

(2) 職場環境の改善等

サービス提供事業所における業務仕分け、介護ロボット、ＩＣＴの活用など業務改善に関する情報提供を進めるとともに、保育施設の設置、キャリアアップのための研修受講の負担軽減、代替職員の確保に関する情報提供を進めます。

介護保険事業費と介護保険料の設定

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料基準月額は、5,300円となります。第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料は、市の介護サービス費用が貢えるように算出された「基準額」を基に決定されます。この基準額を基に、本人の所得や世帯の課税状況によって13段階に区分されます。

（1）第1号被保険者保険料の算定

■ 標準給付見込額

単位：千円

項目	年度	第9期			令和22年度
		合計	令和6年度	令和7年度	
標準給付費見込額		14,076,752	4,452,232	4,693,782	4,930,738
総給付費		13,405,387	4,237,545	4,569,707	4,698,135
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）		335,446	107,267	111,959	116,220
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）		289,126	92,444	96,505	100,177
高額医療合算介護サービス費等給付額		38,261	12,245	12,765	13,251
算定対象審査支払手数料		8,532	2,731	2,846	2,955
					3,773

■ 地域支援事業費

単位：千円

項目	年度	第9期			令和22年度
		合計	令和6年度	令和7年度	
地域支援事業費		677,511	221,054	225,759	230,698
介護予防・日常生活支援総合事業費		344,415	110,022	114,727	119,666
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費		240,063	80,021	80,021	80,021
包括的支援事業（社会保障充実分）		90,033	31,011	31,011	31,011

■ 市町村特別給付

単位：千円

項目	年度	第9期			令和22年度
		合計	令和6年度	令和7年度	
市町村特別給付		43,200	14,400	14,400	14,400

■ 保険料基準額（月額）

項目	第8期 令和3～5年度	第9期 令和6～8年度	令和12年度 (見込)	令和22年度 (見込)
保険料基準額	4,700円	5,300円	7,501円	7,335円

計画の推進

(1) 関係機関との連携

高齢者一人一人の状況に応じて必要なサービスが提供できるよう、保健・医療・福祉に関する行政機関内の連携とともに、医療機関やサービス提供事業所、行政との連携強化を図ります。

医師会、歯科医師会等との連携・調整を進めるとともに、国や県との連携を図りながら、計画を推進します。

(2) 地域包括支援センターの事業評価の実施

地域包括支援センターは、市が設置した地域包括支援センター等運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保する必要があります。地域包括支援センターの運営に関して、運営協議会は前年度の事業報告書によるほか、運営に必要な基準により、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとします。

地域包括支援センターの体制整備等の充実を図るため、市は定期的又は必要な時に、業務に関して必要な基準により事業評価を行います。

(3) 情報提供の充実

市役所の相談窓口や地域包括支援センターにおいては、高齢者福祉や介護保険制度の内容、サービスの利用方法などについて、「広報ひだか」や市ホームページ、パンフレット等を活用して、分かりやすい情報提供及び相談に努めます。

(4) 苦情相談体制

高齢者が福祉サービスや介護保険を利用するための支援や情報提供、様々な疑問や要介護認定に対する不満、制度運営上の苦情等に対応を行い、サービス利用者に配慮した取組を推進します。

(5) 保険者機能強化推進交付金等の活用

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の活用により、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止等に関する取組を推進します。

(6) 進行管理

本計画に位置付けられた施策や事業について、保険者機能強化推進交付金等の評価指標を活用し、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のP D C Aサイクルにより推進状況を明らかにします。評価については、自己評価を行った後、評価・確認機能を持つ所管の委員会等で評価の確認を行うことができるようになるとともに、そこで得られた課題について、隨時高齢者福祉施策に反映させていきます。



第9期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和6年3月

発行／日高市

〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地

電話 042-989-2111（代）URL <http://www.city.hidaka.lg.jp/>

